

森づくりのための新たな財源制度について

	頁
1 租税 -----	1
2 寄附金 -----	3
3 地域通貨 -----	6
4 市民ファンド -----	9

1 租 稅

【租税とは】

国及び地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律又は条例の定めに基づいて国民又は住民から徴収する金銭

【根拠】

【地方自治法第223条】

普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

【地方税法第2条】

地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

【租税の基本原則】

1 公平であること

様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であること。

2 中立であること

税制度ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。

3 簡素であること

税制度の仕組みができるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとすること。また、行政側のコストが過大とならないこと。

【地方税の特性】

1 負担分任性があること。

地方団体の行政に要する経費を住民が負担し合う税という性質がある。

2 地方団体の行政又は施設と関連性（応益性）があること。

地方団体の提供する行政サービスに応じて負担する税という性質がある。

参考 地方税法第4条

- 1 道府県税は、普通税及び目的税とする。
- 2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
 - 一 道府県民税
 - 二 事業税
 - 三 地方消費税
 - 四 不動産取得税
 - 五 道府県たばこ税
 - 六 ゴルフ場利用税
 - 七 自動車税
 - 八 鉱区税
- 3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課すことができる。
- 4 道府県は、目的税として、次に掲げるものを課するものとする。
 - 一 自動車取得税
 - 二 軽油引取税
 - 三 狩猟税
- 5 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、目的税として、水利地益税を課すことができる。
- 6 道府県は、第四項各号に掲げるもの及び前項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課すことができる。

【森林整備に係る財源としての整理】

- ① 租税は、一定の財源が継続的・安定的に確保されることから、森林整備に係る施策が円滑に施行できるものである。
- ② しかし、租税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入にあたっては、県民の理解と協力を得ることが欠かせない。

2 寄附金

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金そのほかいづれの名義をもつてするかを問わず、金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与をいう。

寄附金は、相当の対価を求める事なく、任意に支払う金銭であって、国または地方公共団体が寄附金を割り当てて強制的に徴収することは禁じられている。

【地方財政法第4条の5】

国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない。

【具体例】

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 緑の募金 | 4 ページ参照 |
| ② 企業等の寄附による森づくり | 5 ページ参照 |

【森林整備に係る財源としての整理】

寄附者の任意の協力を求めるものであり、収入源として不安定である。また、財源規模には一定の限界がある。

「緑の募金」の概要

1 「緑の募金」の趣旨

平成7年「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」により法制化された「緑の募金」は、昭和25年に始められた「緑の羽根募金」をさらに拡がりあるものとして継承、発展させ、森林の整備や緑化の推進等の国民の自主的な活動を支援している。

2 実施主体

(財) 石川県緑化推進委員会(平成8年12月に財団法人に改組)

・基本財産 30,500千円

(内訳: 県15,000千円、市町7,500千円、森林組合2,000千円、緑推6,000千円)

・役員

理事(20名)、監事(3名)、評議員(20名)、緑の募金運営協議会委員(15名)

3 募金期間

春期 4月1日～5月31日

秋期 10月1日～10月31日

4 募金の使途

(1) 森林の整備

森林ボランティア等の自主的な地域の森づくり活動、学校林の保全活動などへの助成

(2) 緑化の推進

苗木の配布、植樹祭の開催及び公園等の環境緑化に係る助成

(3) 緑の少年団等の育成

緑の少年団や森林ボランティアの育成とその活動に対する助成

(4) 「緑の募金」に関する普及啓発活動

5 募金実績

平成16年度 19,076千円

平成15年度 19,825千円

平成14年度 20,730千円

平成13年度 21,086千円

(平成16年度の内訳)

(金額: 千円)

家庭募金	街頭募金	職場募金	企業募金	学校募金	篤志募金	合計
5,897	1,498	5,633	2,830	2,653	565	19,076
31%	8%	29%	15%	14%	3%	100%

企業等の寄付による森づくり

1 概要

所有者が管理しきれなくなった森林の整備のため、社会貢献活動を模索する企業の力も借りていこうという取組で、森づくりのコストを企業が経済活動で得る利益の一部を供出することで確保するもの。

2 主な事例

(1) 和歌山県「企業の森制度」(H13~)

- ・企業や団体が、スギやヒノキ等の人工林を伐採した跡地を森林所有者から無償で借り、資金を寄付してコナラやケヤキなどの広葉樹の森を整備するもの
- ・寄付金額は、1ha当たり10年間で150万円程度（整備費の約半分相当）
- ・参加企業等は11団体（大阪ガス、関西電力労組、JT、ANA等）で、整備面積は100ha
- ・主な作業は地域森林組合が請負実施、植樹や下刈に企業の社員や家族が参加

(2) 長野県「森林の里親促進事業」(H13~)

- ・地域住民が共同で所有する森林を対象に、県が仲人になって、所有者と企業が里親契約を結び、企業の寄付を財源として間伐や枝打ちなどを支援するもの
- ・参加企業等は12社（ダイドードリンコ、アイシン精機、沖電気、テサント、イオン等）で、H16の間伐面積は100ha
- ・作業は地域森林組合が請負実施
- ・企業の社員や家族が、記念植樹や山村体験、地域住民との交流を実施

(3) 高知県「企業との協働森づくり事業」(H17~)

- ・県と企業、市町村等が協定を結び、企業からの協賛金で森林整備を進める一方、企業は、森の名称を自由に命名し体験型の社員研修などに利用するもの
- ・H17年10月から環境先進企業約50社に提案予定
- ・協賛金の額は、二酸化炭素吸収量や整備経費等を勘案し決定
(試算段階で、二酸化炭素吸収モデル100ha当たり314万円)

3 地域通貨

【地域通貨とは】

「ある特定の地域、またはコミュニティの範囲に限り流通する利子のつかないお金」であり、これは当事者間の合意と約束によって成り立つものである。

【特徴】

- ① 限られた特定の地域、あるいは会員の中だけでの流通
- ② 環境保全や地域福祉、コミュニティの再生などの流通目的がある
- ③ 利子は付かず信用創造機能は働かない
- ④ 紙幣の発行だけでなく、通帳式、電子マネー形式等さまざまな発行形態が存在する

などが挙げられ、何らかの公共的あるいは社会的な目的にもとづいて発行され、その通貨を発行し流通させることで、ある目標の実現を後押ししたり、通貨の利用者に何らかの行動を起こさせることをねらいとし、単なる決済手段ではなく、コミュニケーション・まちおこしのツールとしての役割が重要視されている。

【期待されるメリット】

- ① NPO、市民団体等は、

ボランティアなどで協力してくれた人に対して報酬を支払うことができるの
で、インセンティブ効果により今まで以上の参加が期待できる。

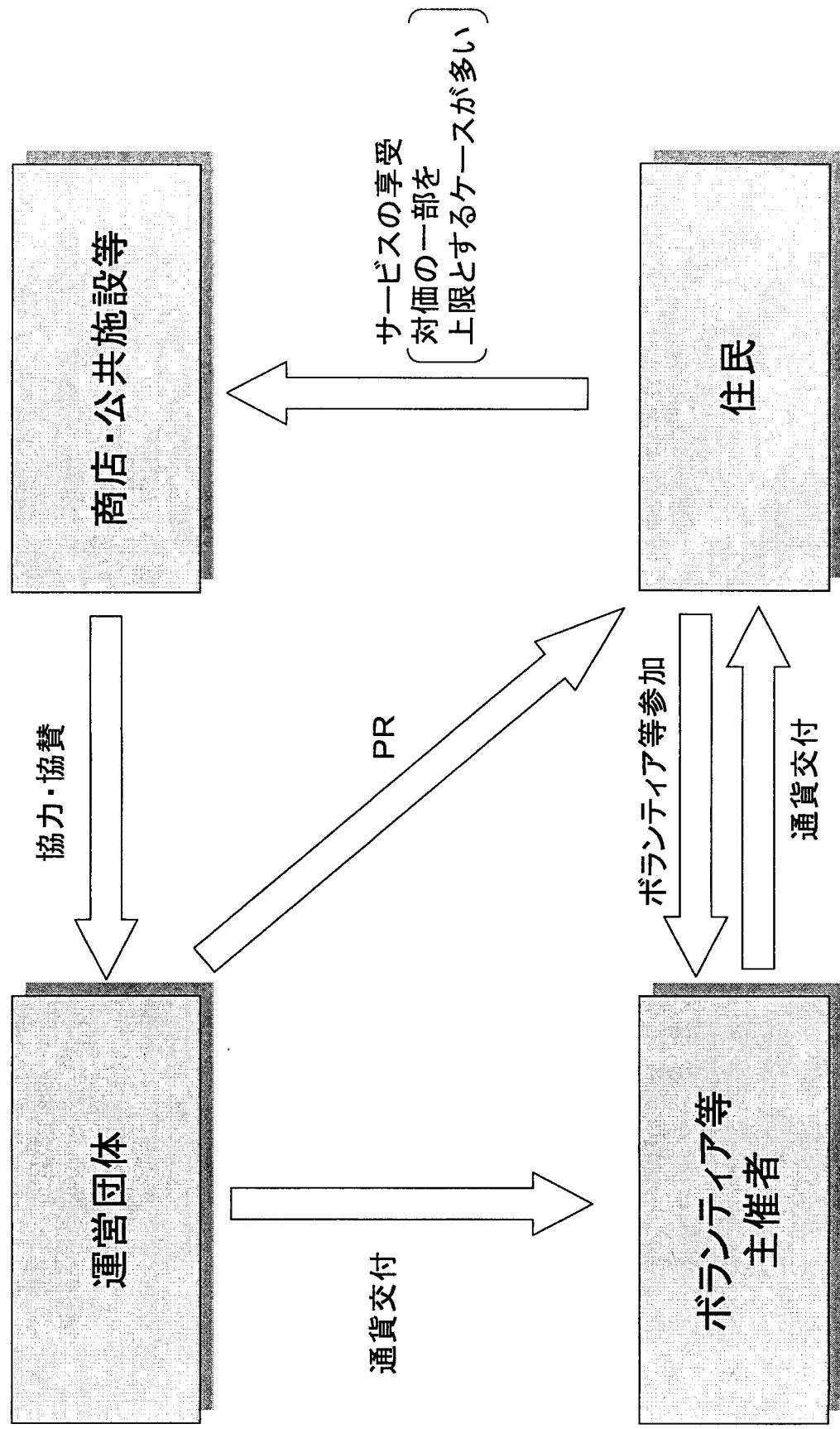
- ② 住民は、

ボランティアの対価として得られた地域通貨を受けとることで、商品やサービスを購入し実利を得ることができる。

- ③ 協力店は、

地域に対する貢献意識が高い個人客を引きつける集客効果が期待できる。
などが挙げられ、「人と人」、「人とモノ」、「モノとモノ」をつなぎあわせる様々な
メリットが期待される。

■ 地域通貨のシステム概念



【具体例】

①N P O法人土佐の森・救援隊（高知県）

H15年4月に結成され、森林整備、森林関係のボランティア養成・イベント実践活動等を行っている。

ボランティア参加者等に独自の地域通貨券「モリ（森）券」を発行し、地場産品との交換券として、地域産業の振興にも寄与している。

H16年度のボランティア活動は、43回、延参加人員は1,112人

②「KOKU」金沢地域通貨

地域活性化を目指して、2004年10月にスタート。ボランティアを支援するため、様々なコミュニティ活動を対象に発行し、通過は金沢市街地を中心とする72店舗で利用可能（H17年7月現在）。

有効期限を6か月間と設定し、流通（街の活性化）の促進を図っている。

【森林整備に係る財源としての整理】

① 森づくりに対する県民の参加や森林に対する理解促進を図り、また、活力ある農山村づくりを進める上で有効な手段である。

② 一方、その発行限度は協力店等の理解の範囲内であり、また、森林ボランティアに対する謝礼として支払われることになるため、広範にわたる森林整備をカバーできるだけの規模とすることは困難。

従って、農山村と都市との協働による森林づくりを進めるための取り組みとしては有効な手法であるが、これをもって森林全てをカバーすることは困難と思われる。

4 市民ファンド

ファンドという言葉の明確な定義はないが、ファンドの意味は、資本、基金、また、投資信託のことをさすことが多い。

市民ファンドの手法は、地域資源や特性を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営する形態となる。

出資者にとっては、

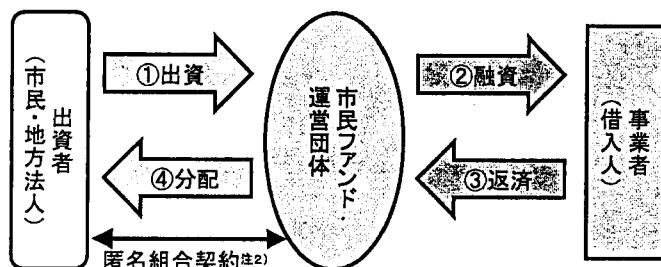
- ①自分の出資した事業が特定でき、当該事業の損益を享受する。
- ②出資金を超える損失を負担することはない。

というメリットがある。

市民ファンドの特徴

- ・事業者が、自己資金や金融機関の融資等、従来の起業資金の調達方法のみに頼るのではなく、住民や地域の法人から広く資金を集める手法。
- ・住民の出資による資金を担保に、金融機関の融資を受けることも可能。

市民ファンドの仕組例



^{注2)}出資者が匿名組合員となり出資を行うが、その経営の一切を営業者に委ね、組合員はその利益分配を受け取る契約

【具体例】

NPO法人北海道グリーンファンド

市民の出資により再生可能なエネルギーをつくる風力発電施設を建設し、その買電収益を出資者に還元する事業を実施している。

これは、市民が自らのエネルギーを選択でき、環境保全に貢献し、さらに地域未活用資源の有効利用、地域経済の活性化などにもつながる活動としても評価されている。

建設事例：北海道浜頓別町	H13年9月	運転開始
青森県鰺ヶ沢町	H15年2月	運転開始
秋田県天王町（現潟上市）	H15年3月	運転開始
北海道石狩市	H17年2月	運転開始

石狩市の発電所建設に際しては、一口50万円で4億7千万円の出資があった。

【森林整備に係る財源としての整理】

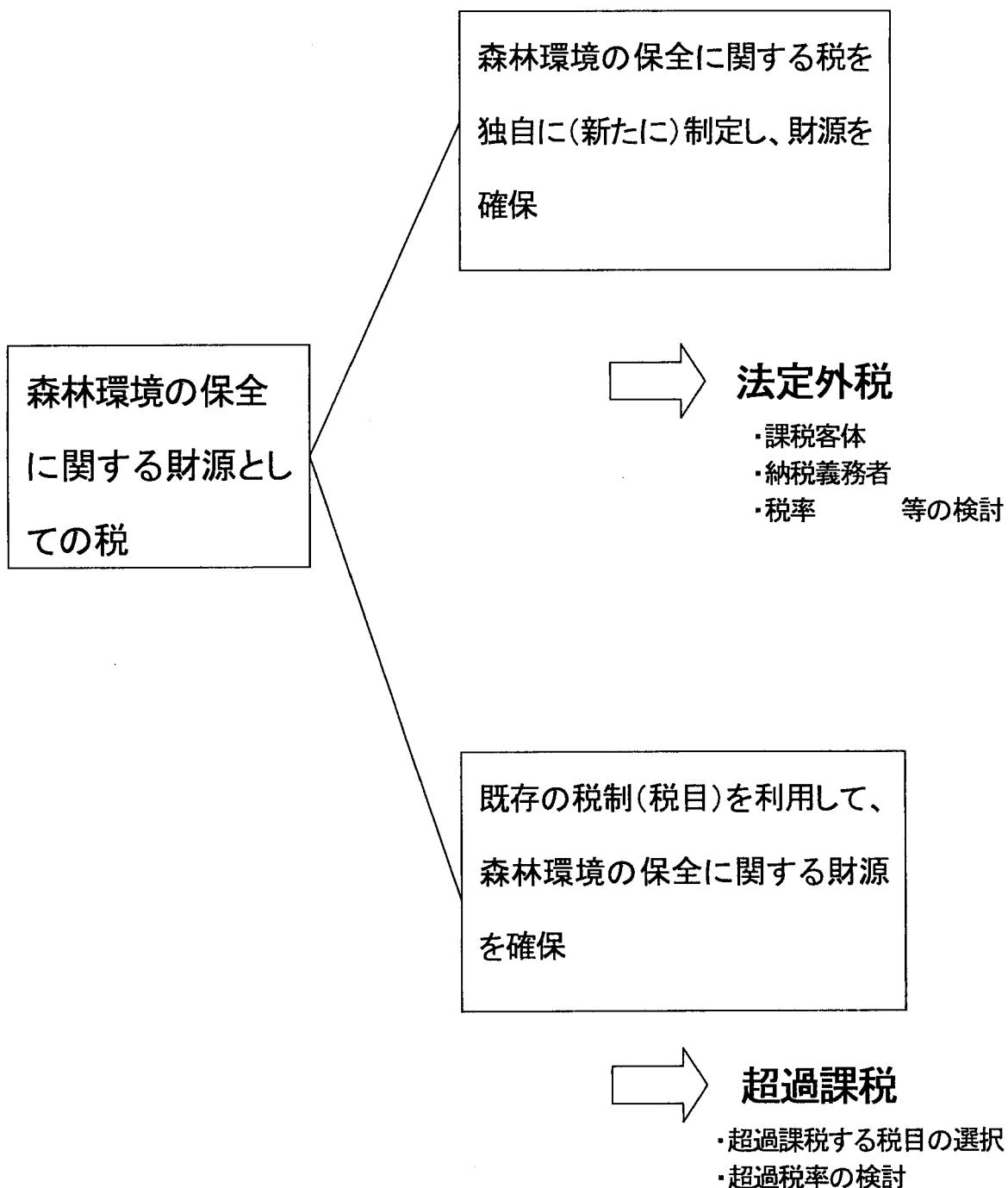
森づくりに活用できれば、県民の参加・森林に対する理解促進を図る上で有効な手段であるが、

- ①森林資源等を活かした収益事業を見出すことが可能か
 - ②県民から資金を集めることができるか
- といった課題がある。

資料 3

森林環境の保全に関する財源としての税について

1 税の手法



2 他県における森林環境の保全に関する財源としての法定外税

県名	高知県	岡山県														
考え方	森林の有する公益的機能のうち、特に「水源かん養機能」に着目し、森林からの恵みである「水」を使用する県民に負担を求める。															
名称	水源かん養税(試案)	水源かん養税(試案)														
納稅義務者	水道の使用契約者	水道、工業用水道の使用者又は工業用水の河川からの取水者														
税率	<p>水の使用量にかかわらず、一定額を水道料に上乗せして課税する。</p> <p>月額30円</p>	<p>水の使用量に応じて、負担額を水道料に上乗せして課税する。</p> <p>(案1) 上限付従量制 1m³につき1円。ただし上限月額100,000円</p> <p>(案2) 段階的定額制 使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月当たりの使用水量</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m³未満の者</td> <td>月額 30円</td> </tr> <tr> <td>100m³以上1,000m³未満の者</td> <td>月額 100円</td> </tr> <tr> <td>1,000m³以上10,000m³未満の者</td> <td>月額 300円</td> </tr> <tr> <td>10,000m³以上100,000m³未満の者</td> <td>月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000m³以上1,000,000m³未満の者</td> <td>月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000m³以上の者</td> <td>月額 100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	月当たりの使用水量	税率	100m ³ 未満の者	月額 30円	100m ³ 以上1,000m ³ 未満の者	月額 100円	1,000m ³ 以上10,000m ³ 未満の者	月額 300円	10,000m ³ 以上100,000m ³ 未満の者	月額 3,000円	100,000m ³ 以上1,000,000m ³ 未満の者	月額 30,000円	1,000,000m ³ 以上の者	月額 100,000円
月当たりの使用水量	税率															
100m ³ 未満の者	月額 30円															
100m ³ 以上1,000m ³ 未満の者	月額 100円															
1,000m ³ 以上10,000m ³ 未満の者	月額 300円															
10,000m ³ 以上100,000m ³ 未満の者	月額 3,000円															
100,000m ³ 以上1,000,000m ³ 未満の者	月額 30,000円															
1,000,000m ³ 以上の者	月額 100,000円															
税収規模	1.1億円	3億円														
納稅方法	水道事業者などを特別徵収義務者に指定し、特別徵収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道、工業用水道・水道事業者などを特別徵収義務者に指定し、特別徵収 ○ 工業用水の河川からの取水者については、申告納付 														
仕組み	<pre> graph TD A["水道契約者 (納稅義務者)"] -- 特別徵収 --> B["水道事業者 (特別徵収義務者)"] B -- 申告納入 --> C["県"] </pre>	<pre> graph TD A["水道、工業用水道の使用者 (納稅義務者)"] -- 特別徵収 --> B["水道事業者 (特別徵収義務者)"] B -- 申告納入 --> C["県"] D["工業用水の河川からの取水者(納稅義務者)"] -- 申告納付 --> C </pre>														

3 他県における森林環境の保全に関する財源としての超過課税

県名	高知県	岡山県				
考え方	森林の有する公益的機能は、県民全体が恩恵を受けているものであり、この公益的機能を保全するため、広く県民に負担を求める。					
名称	森林環境税	おかやま森づくり県民税				
施行時期	平成15年4月1日施行	平成16年4月1日施行				
納稅義務者	(個人)県内に住所等を有する者 (法人)県内に事務所等を有する法人等	同左				
税率	<table border="1"> <tr> <td>個人</td><td>個人・法人とも一定額を上乗せして課税 500円上乗せ</td></tr> <tr> <td>法人</td><td>500円上乗せ</td></tr> </table>	個人	個人・法人とも一定額を上乗せして課税 500円上乗せ	法人	500円上乗せ	<p>個人は、一定額を上乗せして課税 法人は、個人より大きな担税力があると考え資本金額に応じて課税</p> <p>500円上乗せ</p> <p>現行の均等割額の5%相当額上乗せ (1,000円～40,000円)</p>
個人	個人・法人とも一定額を上乗せして課税 500円上乗せ					
法人	500円上乗せ					
税収(平年度)	1.4億円(個人 1.3億円、法人 0.1億円)	4.5億円(個人 3.4億円、個人 1.1億円)				
納稅方法	県民税均等割の納稅方法	同左				
使途	<ul style="list-style-type: none"> ○県民参加の森づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・森づくりへの理解と参加を促す広報事業 ・こうち山の日推進事業 ○森林環境緊急保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境緊急保全事業 ・森林保全ボランティア活動推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○水源のかん養、県土の保全などの公益的機能を高める森づくり <ul style="list-style-type: none"> ・森林機能強化事業 ・水源の森整備事業 ○森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林保全担い手対策事業 ○森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信事業 ・環境学習総合推進事業 				
実施期間	5年間(5年経過時点で見直しを行う予定)	5年間(5年経過時点で見直しを行う予定)				

4 課税の仕組みの比較表

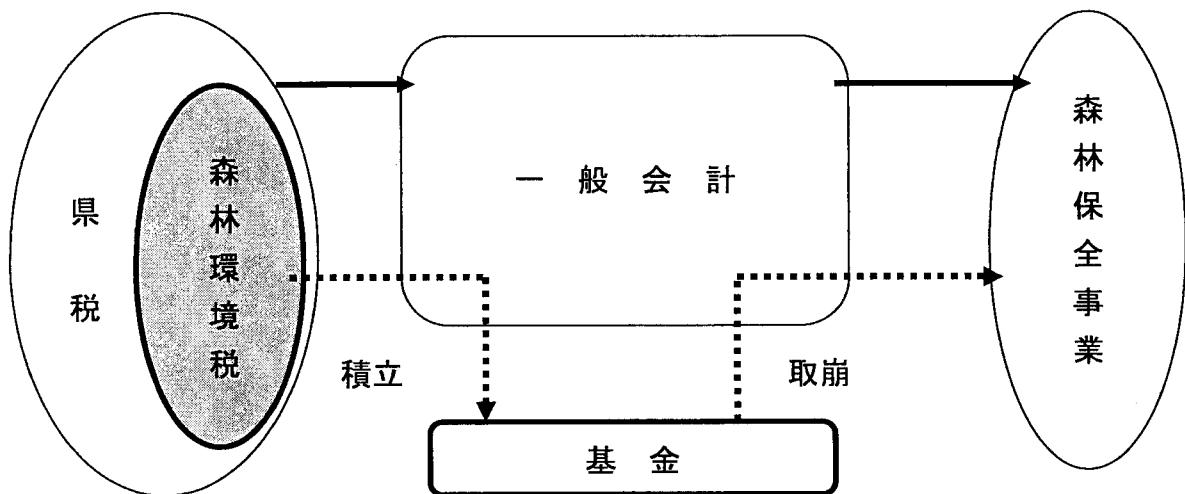
	課税対象	納稅義務者	税率・税額	徵収方法	特別徵収義務者	非課税等
水道課税方式	料金を支払っている水道の利用	水道の使用契約者	(高知県) 定額制 月額30円 (岡山県) 従量制 1m3あたり1円	水道事業者などを特別徵収義務者に指定し、特別徵収	水道事業者	なし
県民税均等割上乗方式	県内に住所、事業所などを有する個人・法人	個人・法人県民税均等割の納稅義務者	(高知県) 個人・法人 年額500円 (岡山県) 個人:年額500円 法人:均等割額の5%相当額	<ul style="list-style-type: none"> 個人県民税は市町村が普通徵収、給与所得者は特別徵収 法人県民税は、法人が県に申告納付 	給与所得者については事業主	<ul style="list-style-type: none"> 個人県民税 生活扶助を受けている者等 法人県民税 社会福祉法人等で収益事業を行っていないもの等

5 課税の仕組みの評価

	長所	短所	課税方式等に対する評価							
			負担の公平性		わかりやすさ		徵収コスト		市町村等との協力	
水道課税方式	<ul style="list-style-type: none"> 水道の利用に連動しているため、受益と負担の関係がわかりやすい。 法定外目的税であることから、課税の目的や使途が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業者が税を徵収できない場合は、自ら負担する必要がある。 低所得者にも負担を求めることがある。 徵稅コストが多大となる。 	△	<p>水の受益に応じた負担であるが、水の利用は、料金を支払う水道に限られない。</p> <p>(例) 農業用水、伏流水を利用する工業用水、井戸水</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 法定外税の名称で目的を明確化 目的税のため使途は明らか 使用量に比例した負担 	△	<p>水道事業者等の電算システム改修が必要</p>	×	水道事業者の協力が必要
県民税均等割上乗方式	<ul style="list-style-type: none"> 県民税均等割の超過課税となることから、低所得者に対する配慮が法的に組み入れられているとともに、制度創設に当たっての徵稅コスト等を押さえることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 超過課税であることから、税の目的や使途が不明確となる。 個人への同額の負担は逆進性が強い。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 県民にとって等しい負担であり公平 法人に対して、資本金の額に応じた負担とした場合も、担税力のある者には同等の負担であり公平 	○	<ul style="list-style-type: none"> 通称による目的の明確化 基金等による使途の限定 等しい金額による平等な負担 	○	<p>電算システムの軽微な改修が必要</p>	△	市町村等の協力が必要

6 使途を特定するための方策について

(例) 森林環境保全基金（高知県）



【歳入予算額】 県民税納稅義務者数 × 500 円 × 前年度収入率

【積立時期】 1回目：9月末、2回目：12月末、3回目：3月末

【取崩時期】 年度1回

7 森林整備に關する新税の導入状況について

H17.11.1現在

都道府県名	名 称	課税方式	施行時期	税率（税額）	稅收見込額	使途を特定するための方策
1 高知県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H15.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：年額500円	1. 4億円	高知県森林環境保全基金
2 岡山県	おかやま森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H16.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3億円	おかやま森づくり県民基金
3 鳥取県	森林環境保全税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額300円 法人県民税：均等割額の3%相当額	1億円	鳥取県環境保全基金
4 広島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 4億円	税収用途を明確にするための方策を講じる
5 島根県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	1. 9億円	水と緑の森づくり基金
6 愛媛県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 2億円	森林観光税基金
7 山口県	森林税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 8億円	税収用途を明確にするための方策を講じる
8 熊本県	水とみどりの森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4. 2億円	水とみどりの森づくり基金
9 福島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	10億円	基金を設置する予定
10 奈良県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3億円	基金を設置する予定
11 兵庫県	県民綠税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：800円 法人県民税：均等割額の10%相当額	21億円	県民綠基金
12 大分県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2. 9億円	基金を設置する予定
13 滋賀県	琵琶湖森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	個人県民税：800円 法人県民税：均等割額の11%相当額	6億円	基金を設置する予定
14 神奈川県	かながわ水源環境保全税	個人県民税均等割、所得割の超過課税	H19.4.1	個人県民税均等割：300円 下の部分に0.032%上乗せ(2.032%)	38億円	基金を設置する予定

森林環境の保全に関する税を検討するにあたっての基礎知識

1 法定外税

地方団体は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができるが、これを法定外税といい、さらにこのうち普通税を「法定外普通税」、目的税を「法定外目的税」という。

都道府県が、法定外税を新設又は変更する場合には、総務大臣に事前に協議をし、その同意を得ることが必要とされている。

総務大臣は、いずれかの事由があると認める場合を除き、同意しなければならない。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済政策に照らして適当でないこと。

法定外税の実施状況（平成17年11月1日現在）

【法定外普通税】

石油価格調整税	1 団体(沖縄県)
核燃料税	1 1 団体(北海道・宮城県・福島県・新潟県・石川県・福井県・静岡 県・島根県・愛媛県・佐賀県・鹿児島県)
核燃料等取扱税	1 団体(茨城県)
核燃料物質等取扱税	1 団体(青森県)
臨時特例企業税	1 団体(神奈川県)

【法定外目的税】

産業廃棄物税等	2 3 団体(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・福島県・新潟県・愛知県 三重県・滋賀県・京都府・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県 宮崎県・鹿児島県)
宿泊税	1 団体(東京都)
乗鞍環境保全税	1 団体(岐阜県)

2 超過課税

法定税のうち、地方税法において「通常よるべき税率」として標準税率が定められているものについては、財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、この標準税率を超える税率（超過税率）を条例で定めて課税することができる。こうした課税の制度を「超過課税」という。

なお、超過課税の税率は、制限税率を超えることはできない。

超過課税の実施状況（平成17年11月1日現在）

個人県民税均等割	14団体(高知県・岡山県・鳥取県・鹿児島県・島根県・愛媛県 山口県・熊本県・福島県・奈良県・兵庫県・大分県・ 滋賀県・神奈川県)
個人県民税所得割	1団体(神奈川県)
法人県民税均等割	14団体(高知県・岡山県・鳥取県・鹿児島県・島根県・愛媛県 山口県・熊本県・福島県・奈良県・大阪府・兵庫県・ 大分県・滋賀県)
法人県民税法人税割	46団体(静岡県を除く都道府県)
法人事業税	7団体(東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府 兵庫県)

3 税の基本用語

課税客体 「なに」に対して税金を課するのかという場合の「なに」に当たる。
事業税の課税客体は「事業を行う行為」
不動産取得税の課税客体は「不動産の取得という行為」

課税標準 「なに」に課税するのかが決まったとき、税額を計算できるように課税客体を数値化したもの。事業税の課税標準は「所得」、不動産取得税の課税標準は「不動産の価格」。課税標準は金額には限られない。自動車税の課税標準は例えば「総排気量」

徴収方法

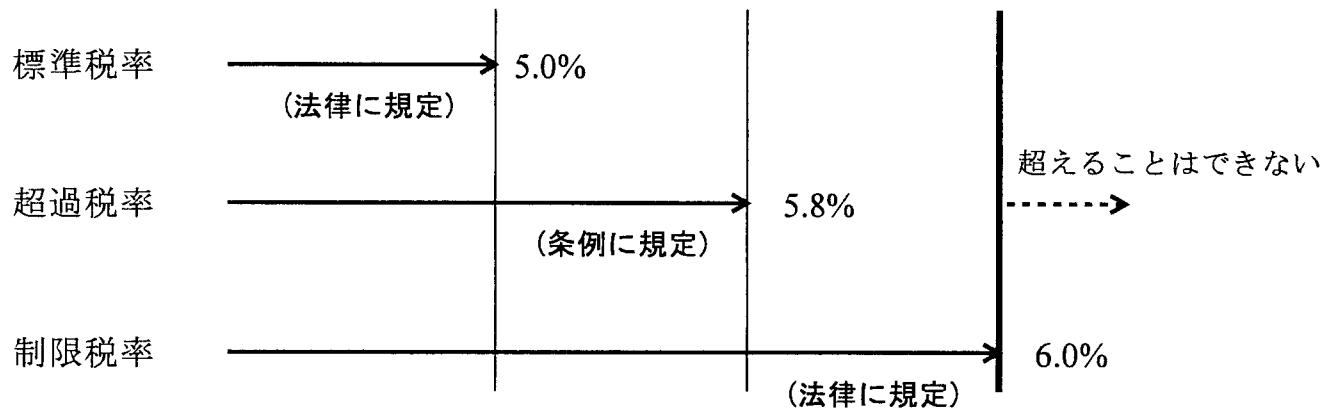
- ・普通徴収 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することにより地方税を徴収する方法
不動産取得税、個人事業税、自動車税など
- ・申告納付 納税者が納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付する方法
法人二税、核燃料税など
- ・特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、その徴収すべき税額を納入させる方法
ゴルフ場利用税、軽油引取税など

税率 税額を算出するために課税標準に対して適用される比率。普通は百分比であるが、一定金額の場合もある。

税目		税率の種類		制限税率の有無
道府県民税	均等割	個人	標準税率 1,000 円	無
		法人	標準税率 2 ~ 80 万円	無
	所得割		標準税率 2 %、 3 %	無
	法人税割		標準税率 5 %	有(6 %)
法人事業税所得割		標準税率 5 %~9.6 %	有(標準税率の 1.2 倍)	
自動車税		標準税率 (定額税率)	有(標準税率の 1.2 倍)	

- ・標準税率 地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている税率。財政上必要があると認める場合は、これによることを要しない。
- ・超過税率 地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率（標準税率）を超えて定めた税率
- ・制限税率 地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして地方税法に規定されている税率

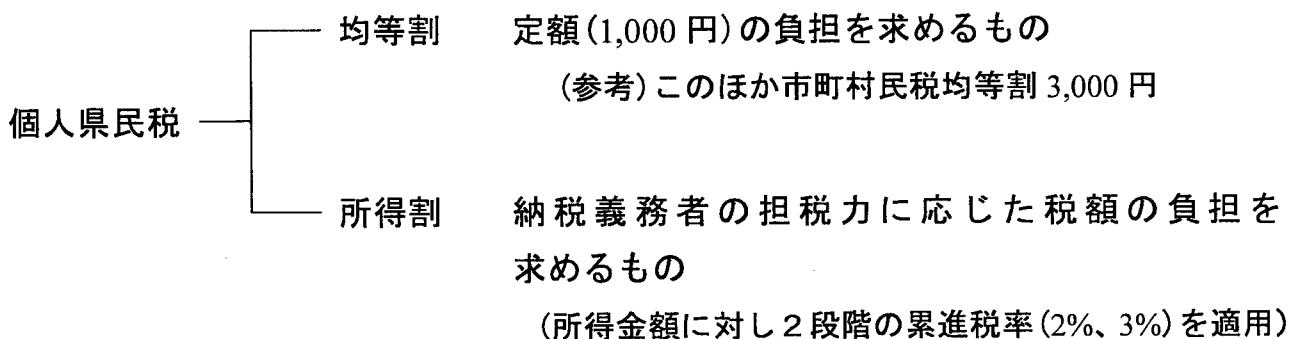
(例) 法人県民税法人税割（石川県）



個人・法人県民税の概要について

●個人県民税の概要

個人県民税は、住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に、その者が住む都道府県が負担を求めるもの。

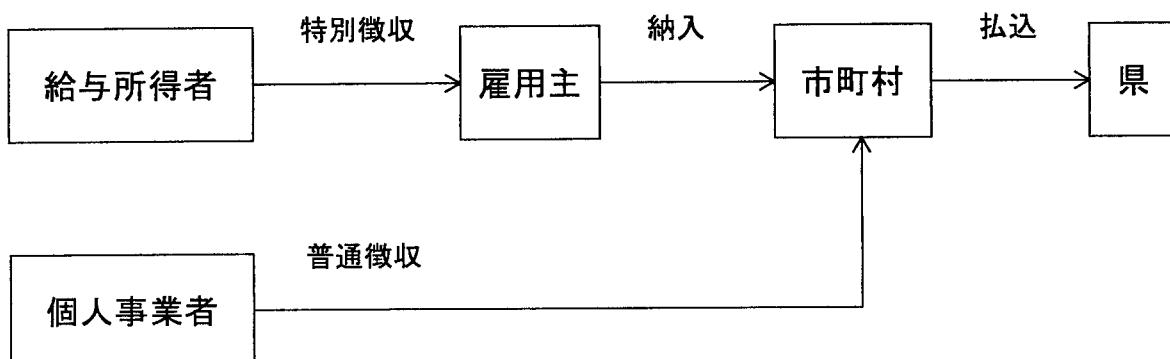


【納税義務者数】

(H16年度)

	均等割のみ	均等割及び所得割	所得割のみ	計
納税義務者数	36,714	385,704	111,301	533,719
構成比(%)	6.9	72.2	20.9	100.0

●個人県民税の徴収方法



●法人県民税の概要

法人県民税は、都道府県内に事務所を有する法人に一定の負担を求めるもの。

法人県民税

均等割 所得にかかわらず資本等の金額に応じ定額の負担を求めるもの

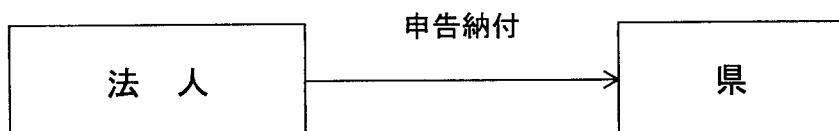
【納稅義務者数】 (H16 年度)

資本等の金額	標準税率	納稅義務数
50 億円超	年 80 万円	843
10 億円超 50 億円以下	年 54 万円	528
1 億円超 10 億円以下	年 13 万円	1,201
1 千万円超 1 億円以下	年 5 万円	5,841
1 千万円以下	年 2 万円	21,768
計		30,181

法人税割 納稅義務者の担税力に応じた税額の負担を求めるもの

(法人税額に対し標準税率 5%、制限税率 6%)

●法人県民税の徵収方法



●個人県民税均等割の標準税率の改正の推移(税率=年額)

(単位:円)

区分(年度)		昭和25年	昭和26年	昭和29年	昭和51年	昭和55年	昭和60年	平成8年	平成16年 (現行)
都道府県民税 (標準税率)		—	—	100	300	500	700	1,000	1,000
市 町 村 民 税	人口50万以上の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000
	人口5万以上 50万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	
	その他の市及び 町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	

●法人県民税均等割の標準税率の改正の推移(税率=年額)

(単位:円)

区分(年度)	昭和29年	昭和42年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和58年	昭和59年	平成6年 (現行)
50億円超	600	1,000	6,000	20,000	200,000	300,000	750,000	800,000
10億円超50億円以下					100,000	200,000	500,000	540,000
1億円超10億円以下					20,000	40,000	100,000	130,000
1千万円超1億円以下	600	1,800	3,000	6,000	6,000	12,000	30,000	50,000
1千万円以下					2,000	2,000	4,000	10,000